



# あやしいハガキに **注意** 架空請求詐欺です！

改訂(2019年8月1日)

「民事訴訟最終通達書」「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」など書いたハガキを送り付ける、架空請求詐欺が流行しています！

## ● どういう手口？

公的機関のフリをしてハガキや封書を送り付け、「訴訟」「裁判」「差し押え」などの言葉で不安をあり、書かれた連絡先に電話させようとします。電話をすると、弁護士を名乗る人物を紹介され「訴訟取り下げ費用として〇〇万円用意してください」などと指示され、お金をだまし取られます。

## ● もし、あやしいハガキが届いたら？

身に覚えのない内容のハガキなどが届いたら、**決してあわてて連絡せず、無視してください。**もし連絡すると、氏名・住所・電話番号などの個人情報が詐欺グループに知られたり、電話口で脅される危険があります。

## ● これまでに確認されている架空請求元

- ・ 訴訟通知センター
- ・ 民事訴訟管理センター
- ・ 民事紛争相談センター
- ・ 消費者相談事務局
- ・ 民事総合調停センター
- ・ 地方裁判所民事訴訟部
- ・ 地方裁判所管理局
- ・ 法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター など

これらはあくまでも一例です！  
違う名称・題名だったり、ハガキではなく封書で届くこともあります！

### 架空請求ハガキの例

#### 民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(□)〇〇〇

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債権者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 8月●●日

#### 訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-△△△△-■■■■■

受付時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 9:00~13:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

## ● 困ったときは消費生活センターへ

消費者ホットライン **188 (いやや)**

※お近くの消費生活相談窓口に繋がります

藤沢市消費生活センター

**0466-50-3573 (直通)**

【相談時間】

月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く)

午前9時～12時 午後1時～4時

「契約不履行」「訴訟」「裁判」「差し押え」「強制執行」などの言葉を使って、不安をあおっています。

期日をハガキ到着後、2～3日以内とする事で焦らせ、電話させようとしています。

より信じやすくさせるために、個人情報保護シールが貼ってあったり、桐紋が印刷されている場合もあります。

公的機関のような名称を用いていますが、実在しません。法務省の郵便番号を使うことで、信用させようとしています。裁判所の名前を使っているパターンもあります。



【問い合わせ】藤沢市 市民相談情報課 (消費生活センター)

電話：0466-50-3573 FAX：0466-50-8409